

1. 事実の概要(東京高等裁判所平成 22 年 6 月 3 日判決)

本件は被告人が行った 10 件の住居侵入、強盗強姦、強姦致傷、強姦未遂、窃盗の事案である。そのうち 2 件において、被告人は被害者宅に侵入し、現金等を強取した上、被害者を姦淫し持参したビデオカメラでその様子を撮影した。原審は被告人を懲役 20 年に処するとともに、犯罪行為によって生じた物(刑法 19 条 1 項 3 号)に該当するとして、当該ビデオテープ 2 本を没収するとした。量刑不当を理由として被告人が控訴。

2. 判旨

控訴棄却。

「なお、原判決は、原判決主文掲記のビデオテープ 2 本について、…犯行によって生じた物であるとして、刑法 19 条 1 項 3 号を適用して没収している。しかし、同号の『犯罪行為によって生じ』た物とは犯罪行為によって作り出されたものをいうものと解されるのであって、…各ビデオテープ自体は強盗強姦の犯行によって生じた物ではなく、同号に該当するものとはいえないから、原判決には法令適用の誤りがある。もっとも、上記各ビデオテープは、各強盗強姦の犯行を撮影したもので、犯罪遂行の手段として用いられたものといえる。したがって、犯行に供した物として刑法 19 条 1 項 2 号を適用して没収することが可能であり、かつ、没収するのが適当であるから、上記法令適用の誤りが判決に影響を及ぼすものではない。」

3. 没収刑の内容と対象物件

没収とは、物の所有権を剥奪して国庫に帰属させる付加刑である。再犯使用の防止や、犯罪利益の剥奪を主な目的とする。没収の対象となる物件は次の 4 種である。(19 条 1 項 1 号乃至 4 号)

- ①組成物件(犯罪行為を組成した物) 【例：わいせつ物頒布等罪におけるわいせつ物】
- ②供用物件(犯罪行為の用に供し、または供しようとした物) 【例：殺害に使った銃やナイフ】
- ③(a)犯罪生成物件(犯罪行為によって生じた物)、(b)犯罪取得物件(犯罪行為によって得た物)、(c)犯罪行為の報酬として得た物 【例：(a)通貨偽造罪の偽造通貨 (b)賭博によって得た金品、盗品 (c)殺人の依頼料】
- ④③の対価として得た物 【例：盗品を売却して得た代金】

4. 本判決の検討

本判決は、姦淫の様子を記録したビデオテープを③犯罪生成物件とした原審の判断を否定し、②供用物件として没収している。裁判例において、③犯罪生成物件とは、当該犯罪生成物件の生成に向けられた犯行によって生じた物をいうものと解されている。とすれば、強盗強姦罪の目的は財物の強取、及び被害者を姦淫することであり、その様子を記録するためのものではないことから、本件ビデオテープは③には該当しないと考えられる。

本判決が②供用物件であるとした理由は、「各強盗強姦の犯行を撮影したもので、犯罪遂行の手段として用いられたものといえる」という記述にとどまるが、具体的に言えば次のようになる。すなわち、姦淫の際にその様子をビデオカメラで撮影する行為は、それ自体は強盗強姦における暴行にあたるものではないが、被害者に対し心理的圧力を加える行為であり、これにより姦淫をさらに容易にすることができるとともに、犯行の発覚自体をも妨げる効果を有するものである。現に本判決文中において、犯行時に被告人が、「警察に言ったら撮影した画像をインターネットで流す」という旨の発言をしたという事実が認定されており、被害者の反抗を抑圧するために使用されたものと推察される。よって、本判決が当該ビデオテープを強盗強姦の実行行為と密接に関連した行為に使用された物として没収したことは妥当と言える。

なお、かかる理由から考えると、重要な点は記録されたデータではなく、カメラを向けたという行為であることから、実際にデータが記録されたか否かは問題とならないこととなる。